

## 平成29年度 営業活動支援助成金に関する運用

### 1 目的

三重県農林水産物・食品輸出促進協議会（以下、協議会という）の会員による、販路開拓を目的とした海外での営業活動の取組に対し助成することで、会員の継続的な取組を促し、県産品の販路拡大を目的とします。

### 2 対象者

(1) 助成の対象は、個人・企業及び団体会員とします。なお、団体会員の構成員（いわゆる孫会員）は対象外とします。

(2) 中小企業・小規模企業の場合は、「三重県版経営向上計画」の認定を受けていること又は申請をしていること、かつその計画内容に海外の販路開拓に関する記述があることを要件とします。

なお、計画の区分は問いません（ステップ1、2、3のいずれでも良い）。

なお、会員が三重県版経営向上計画の申請の対象とならない場合や、対象となる場合であっても「三重県版経営向上計画」の認定は不要であると協議会事務局が判断した場合はこの限りではありません。

【参考】三重県版経営向上計画 HP

<http://www.pref.mie.lg.jp/common/05/ci400013324.htm>

### 3 営業活動支援助成金の種類

#### I 輸出拡充型

対象となる海外での営業活動とは見本市、商談会、PR イベントへの出展、独自営業活動にかかる経費とします。市場調査は対象としません。

#### II 新規チャレンジ型

輸出先国・地域が求める検疫等条件への対応に必要な検査費用を対象とします。本検査費用は会員が新たな国・地域への輸出に取り組む場合を対象とします。

### 4 対象期間と回数

#### I 輸出拡充型

1 会員につき、上半期（平成29年5月18日から平成29年9月30日まで）5回、下半期（平成29年10月1日から平成30年1月31日まで）5回までの海外での営業活動費を対象とします。

なお、それぞれの期間中の、日本出国から帰国までを1回分として取り扱

います。1回の渡航で複数国にわたる営業活動を行った場合や、複数人で営業活動を行った場合であっても1回分として取り扱います。渡航期間が、上半期と下半期にまたがる場合は、上半期分として取り扱います。

## II 新規チャレンジ型

1会員につき、平成29年5月18日から平成30年1月31日までの検査費用2回分を対象とします。

なお、1回の検査で複数項目にわたる検査を行った場合であっても1回分として取り扱います。

## 5 対象経費

### I 輸出拡充型

#### (1) 助成対象となる経費

①所属する役職員が利用する航空券代と海外での宿泊代

②旅行代理店を介して航空券を手配した場合の当該旅行代理店の手数料

※1件の手配につき、助成対象となる手数料は航空券代の20%を限度とします。

③海外展示会出展経費（出展料及び装飾費）

④営業活動のために必要な営業用ツール制作費（翻訳料及び印刷費）

⑤通訳費

(2) 国（独立行政法人等を含む）、三重県又は他の地方公共団体、三重県の外郭団体、当協議会から補助や助成を受けている経費は対象となりません。

(3) 助成の可否通知前に購入した経費は対象となりません。

(4) ミニバー、ルームサービス、ランドリー等オプションサービスの利用代金は助成対象となりません。

(5) 振込手数料は助成対象となりません。

### II 新規チャレンジ型

#### (1) 助成対象となる経費

輸出先国・地域が求める検疫等条件への対応に必要な検査費用（残留農薬検査、放射性物質検査等）

(2) 国（独立行政法人等を含む）、三重県又は他の地方公共団体、三重県の外郭団体、当協議会から補助や助成を受けている経費は対象となりません。

(3) 助成の可否通知前に発注した検査経費は対象となりません。

(4) 振込手数料は助成対象となりません。

## 6 申込書類

### I 輸出拡充型

- (1) 利用申込書 I
- (2) 三重県版経営向上計画の認定書又は申請書の写し（中小企業・小規模企業の場合）
- (3) 利用申込書別紙 1（三重県版経営向上計画の対象とならない場合）
- (4) 出展（参加）イベント等の募集案内の写し又はパンフレットの写し（見本市、商談会、PR イベントに参加する場合）

### II 新規チャレンジ型

- (1) 利用申込書 II
- (2) 三重県版経営向上計画の認定書又は申請書の写し（中小企業・小規模企業の場合）
- (3) 利用申込書別紙 1（三重県版経営向上計画の対象とならない場合）
- (4) 新たに輸出に取り組むことを証明する書類（申立書・輸出実績）

## 7 申込期限

### I 輸出拡充型

日本を出発する日の原則 10 日前（10 日前が土日祝日にあたる場合は直前の平日）までとします。

### II 新規チャレンジ型

検査を発注する日の原則 10 日前（10 日前が土日祝日にあたる場合は直前の平日）までとします。

## 8 申込先（問合せ先）

〒514-8570

三重県津市広明町 13 番地

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課 食の産業振興班内

三重県農林水産物・食品輸出促進協議会事務局 上嶋、石崎、山本

TEL 059-224-2458

FAX 059-224-2078

[export@pref.mie.jp](mailto:export@pref.mie.jp)（輸出協議会アドレス）

## 9 可否通知

事務局は提出された申込書の内容を審査し、申込者に対して、助成の可否を通知します。

## 10 実績報告

上記により助成の承認を受けた申込者は、事業終了後、速やかに次の書類を事務局へ提出してください。

### I 輸出拡充型

- (1) 実績報告書 I
- (2) 航空券半券の写し、又は搭乗証明書の写し
- (3) 対象経費の領収書の写し

#### 【現地通貨により調達した場合】

- (4) 外貨換算レートの証拠書類

#### 【見本市、商談会、PR イベントに参加した場合】

- (5) 参加（出展）見本市、商談会、PR イベント等のパンフレットの写し
- (6) 参加（出展）の状況が確認できる写真

#### 【独自営業活動の場合】

- (7) 営業先の名刺の写し
- (8) 営業活動の状況が確認できる写真
- (9) 商談内容の記録

### II 新規チャレンジ型

- (1) 実績報告書 II
- (2) 対象経費の領収書の写し
- (3) 検査結果報告書の写し

## 11 助成金支払

事務局は、上記により提出された書類を審査し、助成する額を決定し、申込者に対して通知するとともに、平成30年3月末までに助成金を支払います。

## 12 助成額の決定方法

### I 輸出拡充型

(1) 上半期助成額: 上半期の海外での営業活動費 1 回あたりの助成額として、対象経費の 1 / 2 相当額または 10 万円のいずれか低い額とします。

(2) 下半期助成額: 下半期の海外での営業活動費 1 回あたりの助成額として、対象経費の 1 / 2 相当額または 10 万円のいずれか低い額とします。

### (3) 助成金額の決定

(1) (2) において、上記の条件により算出された申請毎の助成額をそれぞれの期間末に合算し、その合算した額が協議会の予算額を下回った場合は、申請毎に算出された金額を助成します。

なお、合算した額が協議会予算額を上回った場合は、予算額を申請案件ごとに按分し、助成額を決定します。

※ (1)、(2) 個別に計算するものとし、(1) と (2) の申請額を合算することはしません。

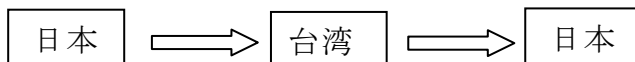
### II 新規チャレンジ型

対象経費の 1 / 2 相当額または 10 万円のいずれか低い額とします。

## 13 例示

### 例 1)

○台湾で独自営業活動を実施

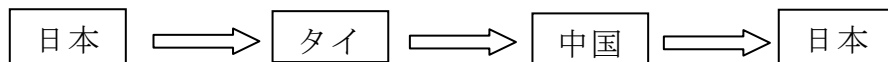


営業費用 (航空券代、台湾での宿泊費) の計 12 万円

→助成額 6 万円→ 1 回分として取扱い

### 例 2)

○タイでの国際見本市及び中国での商談会

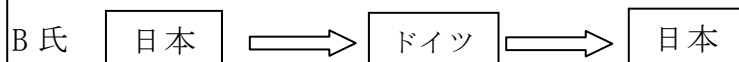
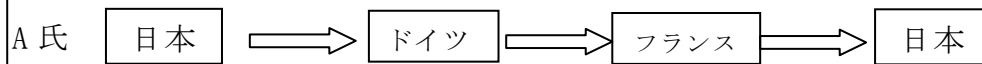


営業費用 (航空券代、タイ及び中国での宿泊費) の計 30 万円

→助成額 10 万円→ 1 回分として取扱い

例 3)

○ドイツでの国際見本市及びフランスでの独自営業活動



A 氏と B 氏の営業費用（航空券代、ドイツ及びフランスでの宿泊費）の計 40 万円 → 助成額 10 万円 → 1 回分として取扱い